

令和8年度 酒田市立松原小学校いじめ防止基本方針

酒田市立松原小学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下のように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえて対応する必要がある。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれらを放置することが無いように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に対して児童が理解を深めることを通して、「いじめのない安全で安心な学校」を築くことを旨として対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

※留意点：個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。

(3) いじめに対する基本姿勢

- ①いじめは人権尊重に反する卑劣な行為であり、いじめを絶対に見逃さない、許さない。
- ②一人一人を大切にする教育活動を展開し、いじめの未然防止に努める。
⇒学び手を主体とする授業改善。共感的人間関係を育むための学級経営、集団づくり。
- ③発生が疑われる場合には、適切かつ迅速にそして組織的に対応する。その際は、いじめを受けている児童の立場に立ち、その命や存在を守るとともに、いじめを行った児童に対しては、毅然とした対応、粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係を深めると共に、地域・関係機関との連携・協力を努める。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめ防止のための今年度の重点

- ①本校の学校教育目標の「夢を持ち 自分らしく輝きながら 仲間とともに未来を拓く松原の子ども」に照らし合わせ、いじめを許さない風土づくりに組織的に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、心かよい・つながり合う対人交流能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育と総合的な学習を中心とした地域貢献活動の充実を図る。
- ③PTA及び各自治会、関係組織との連携を図り、いじめ防止についての啓発活動や研修を実施しながら情報を共有し、いじめの防止に資する。
- ④児童が自主的に行う活動などを通して、お互いの関わり合いを深め、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てるとともに、児童が主体的にいじめについて考え、その防止に向けた取り組みが行われるよう支援する。

(2) いじめの早期発見

- いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識の下、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。
- いじめは、教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。

※留意点：上記を踏まえ、些細な兆候であってもいじめの可能性を予見しながら、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。【全職員】

(3) いじめの早期発見のための手立て

① 日常的観察と対話の重視

いつ・どこで	視 点	だれが
登校時	表情の観察や、積極的な声かけ	全職員
朝の健康観察	一人一人への声かけによる心身の状況の変化の見取り 連絡がなく欠席している児童の家庭への連絡（朝すぐに）	担任
授業中	児童の変化、人間関係の変化の細やかな観察	担任・教担
	授業巡視時の観察	管理職
休み時間・清掃時等	空白の時間を作らないよう巡回	管理職他
	特に縦割り清掃時の人間関係の変化に注意して観察	清掃担当
学校生活全般	児童への意図的な声かけ	全職員
	来室児童の受容的相談活動	養教・SSW

※留意点：進級時（特にクラス替えがあった時）、学期のはじめ、大きな行事の時期、席替えをした時などは、通常時よりもより丁寧な見取りを心がける。【全職員】

② 情報の共有

週1回の校長、教頭、教務の打ち合わせや職員打ち合わせ（いじめ防止対策委員会を兼ねる）等では、常に児童について語る時間を設ける。また、異状に気づいたときには、すぐに声に出して相談できる風通しのよい職員室運営を心がけるとともに報告・相談を待たずに、学年・学級の状態を把握できるよう学年主任、担任への声かけを行う。【教頭】

③ いじめ調査等【教育相談担当・教頭】

ア) 調査の実施→いじめを早期発見するため、児童に対していじめや生活上の悩みについて意識調査を年2回（5月・10月）、また、Q-Uを年2回（5月・1月）実施する。

イ) 調査後→担任等との教育相談（学校カウンセリング）を行い、きめ細かな対応に努める。

ウ) いじめに対する相談体制の整備

- ・児童の相談窓口は原則担任とするが、教職員誰とでも相談できることを周知する。
- ・保護者対応も含め、教頭・養護教諭・教育相談担当を中心にいじめ相談窓口を設置する。
- ・SSW、スクールカウンセラー、教育相談員を積極的に活用する。

※留意点：調査で寄せられた情報について、児童、保護者に確認をする際には、情報提供者に最大限の配慮をする。明らかにする場合には、本人の同意を得る。また、時期を置かず迅速な対応をする。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応【生徒指導担当・教頭】

いじめ防止と効果的な対応に必要な啓発活動として、外部講師を招聘しての児童・保護者対象の情報モラル研修を計画・実施する。（全学年）

3 いじめ防止等に対する措置

(1) いじめ防止のための組織と対応

○いじめ対策防止委員会【平時】：校長が主宰
校長・教頭・教務・学年主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター・養護教諭
※毎週の打ち合わせは全職員

○いじめ防止基本方針の実行・検証・見直し
○情報収集・共有・記録→組織的対応
※アンケート原本などの一次文書は児童が卒業するまで保存する。
※聞き取りの結果を記録した二次文書は、要録の指導の記録に合わせて5年間保存する。

○校内研修、事例研修の計画実施
○いじめ発生時には緊急に開催
※重大事態に対しては国のガイドライン、酒田市いじめ防止基本方針に沿って対応する。

いじめ発生

①重大事態は市教委へ第一報
②いじめ対策委員会【臨時】設置

↓情報収集・整理
〈ケース会議〉
委員+担任等の関係者

※いじめ対策委員会【臨時】
いじめ防止委員会の構成員に加え当該担任、養護教諭、SSW、外部から酒田市教育委員会、主任児童委員、民生児童委員、福祉関係、児童相談所担当者を招聘。警察との連携

(2) いじめに対する措置

①素早く正確な事実確認と報告・相談

- ア) 些細なサインもとどめることなく、素早く相談や指導の連鎖がなされるようにする。
- イ) 組織的に素早く事実の有無を確認し、当事者双方や周りの子どもから聞き取り、記録を行いながら正確な状況を把握する。

②指導体制と方針の決定

- ア) 教職員全員の共通理解、指導のねらいの明確化を徹底する。
- イ) 指導体制、教職員の役割分担を行うと同時に、教育委員会・関係機関との連携を図る。

③被害児童、加害児童への指導・支援

- ア) いじめられた児童を保護し、守り抜くことを伝えながら心配や不安を取り除く。
- イ) いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うと共に、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせると同時に、毅然とした態度で指導する。

④集団への働きかけ（状況に応じながら）

- ア) 学年、全校の集会では期をとらえて意図的にいじめや人間関係のあり方について考えさせる場面を設定することで、いじめを自分の問題として捉えさせ、止める勇気・誰かに知らせる勇気を持つという気概を培う。
- イ) いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

⑤保護者と関係機関との連携及び対応

- ア) 保護者への情報の提供、共有を機を逃さすことなく行い、保護者の願いを傾聴しながら具体的な対応策を協議し、事案解消にあたる。
- イ) 事案によって酒田市教育委員会も連絡をし、対応への助言指導を仰ぐとともに、状況に応じて警察、酒田市こども未来課、医療・福祉機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、酒田市教育委員会に報告し、協議の上、調査組織として「いじめ対策委員会」を設置する。また、行為の内容によっては警察等関係機関との連携を図る。全職員にその旨を伝えるとともに、PTA三役等にもプライバシーに配慮しながら、重大事態が発生した旨を伝え協力を仰ぐ。
- (2) いじめ対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じ酒田市教育委員会の指導助言を仰ぎ対応する。また、その結果は酒田市教育委員会に報告する。
- (3) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷ついたり、周囲の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- (4) 酒田市教育委員会の指導を仰ぎ、保護者、必要があればマスコミへの対応を行う。窓口は教頭で一本化する。

5 校内研修

いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方などについて、酒田市教育相談員や外部からの指導者も活用しながら、計画的な研修を実施する。

6 学校評価と教職員評価

(1) いじめ問題の対応に関する学校評価・教職員評価

- ア) 学校評価においては、友だちや教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送ることができているかを学校経営の領域で評価する。特にいじめ問題に関しては、その有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や児童・地域の状況を十分踏まえた目標設定、具体的な取り組みになっているかを、生徒指導の領域で評価し、PDCAのマネジメントサイクルに乗せ、課題を改善できる体制作りを進めていく。
- イ) 教職員評価においては、必要に応じて学校運営の領域で、校務分掌や学年・学級経営と関連づけながら、いじめ問題に関する対応状況を評価する。

(2) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学区コミュニティ振興会等の会合、PTAの各種懇談会、学校だよりなどを通じて、各家庭との緊密な連携・協力を図る。また、学校評価を公表することにより、保護者や地域住民の理解と協力を仰ぎ、保護者・地域と一体になって児童健全育成及びいじめ防止に努める。

7 いじめに係る情報や対応等の記録・文書の保管について

- ア) 年2回実施するアンケート(一時文書)、聞き取りの内容などについて記載した文書(二次文書)の扱いについては3の(1)に前記。
- イ) いじめ防止対策会議、いじめ防止会議の記録を作成し、児童在学中は保管する。
- ウ) いじめ防止対策会議(毎週の職員打ち合わせを含む)を経て、特に全職員での継続観察が必要と判断した児童についてはデータ化し、担任や教頭が変化や面談の内容などを記録として残す。その記録は、要録(指導の記録)と同様5年間保存する。

8 松原小のいじめ対策組織 年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○松原小いじめ防止基本方針の内容確認 ・校内特別支援委員会	・児童理解研修 ・学級、学年開き ・進級後の変化観察(特に奇数学年)	・相談窓口の周知 ・身体測定	・PTA三役会 ・授業参観 ・学年総会 ・PTA総会
5		・連休後の変化観察	・いじめアンケート① ・WebQU実施、分析	・保護者面談
6	○いじめ防止対策委員会におけるいじめの認知、共有		・個別面談	・PTA常任委員会
7 8	・校内就学指導委員会 ・評価職員会議 ○職員研修	・夏季休業中の生活指導 ・長期休み明けの変化観察	・休業中の生活把握と個別の対応	・授業参観 ・学校評議員会
9				
10	・校内就学指導委員会			
11	○いじめ防止対策委員会におけるいじめの認知、共有 ○職員研修		・いじめアンケート② ・個別面談	
12	・校内特別支援委員会	・年末年始休業の生活指導	・学校評価アンケート	・保護者希望面談
1		・長期休み明けの変化観察	・休業中の生活把握と個別の対応 ・WebQU実施、分析	・PTA三役会 ・授業参観
2	・校内特別支援委員会			・学校評議員会 ・PTA新役員会
3	○学校評価を受けたいじめ防止基本方針の見直し	・年度末休業の生活指導		・PTA常任委員会
通年	○いじめに関する情報の収集と対応策の検討 ○校内体制の整備、見直し	・校長講話 ・道徳、体験活動の充実 ・保健活動、学活の充実 ・児童会活動の充実 ・小中一貫の取組	・健康観察、観察での見取り ○報連相の徹底 ・学年会での情報交換 ・主任会で全体把握 ・職員打ち合わせでの児童理解、情報共有	・SSWによる保護者相談の実施

いじめ防止に向けた基本方針(ダイジェスト版)

酒田市立松原小学校

【いじめとは…】

児童に対して一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

☆教職員としての基本姿勢

- ①いじめを絶対に見逃さない、許さない(「松原っ子がしてはいけないことは「いじめ」)
- ②未然防止が最大のいじめ対策→教職員全員が日々、担任力の向上を目指す営みを大切にする
- ③すべての教育活動において、「**生徒指導の2軸3層4構造**」を踏まえ、日常の指導・支援における実践の具現化を図る。
- ④発生が疑われる場合は、適切かつ迅速、そして組織的な対応を行う。
- ⑤保護者、地域・関係機関(市教委等)との連携・協力体制の構築を図る。

☆松原小としての具体的取り組み【詳細は基本方針の2(1)~(4)】

〈学校教育目標〉

「夢を持ち 自分らしく輝きながら 仲間とともに未来を拓く松原の子ども」の育成

〈全体として〉

- 日常の活動
 - ・教職員の人権意識の高揚
 - ・全職員の丁寧な観察と声がけ
 - ・週1回の打合せでの情報交換に加え、緊急時の相談・対応体制の構築
- いじめ対策防止委員会
 - ・必要に応じて
 - ・情報収集・共有・記録→組織的対応→基本方針、体制の見直し
- 全校調査(5月、10月)
 - ・調査結果:担任→学年→教頭→校長:具体的指導体制作り

〈担任・学年〉

- 担任
 - ・一人一人の活躍の場を保障した授業づくり
 - ・日常的観察と心に寄り添う教育相談
 - ・WebQ Uの結果分析→学級経営の改善
- 学年
 - ・学年主任を中心に複数の目で子どもを見守り、育てる体制作り
 - ・学年内OJTの活性化
- 授業
 - ・学年体育の実施や高学年を中心に教科担任制を導入し、授業の中も多くの目で児童の良さを見取り、変化に気づける体制づくり

〈育成部〉

- 学ぶ力育成部
 - ・確かな学力の保障、学ぶ楽しさにつながる授業改善
- 豊かな心育成部
 - ・集団の一員としての節度ある生活の仕方。自尊感情と他者への思いやり、児童会活動の活性化
- 健やかな体育育成部
 - ・縦割り清掃、アスレチックフェスティバルを活用した集団づくり

☆もし、いじめが発見されたら！！

- ①素早く、正確な事実確認と報告・相談:発見者→(主任)→教頭→校長
- ②指導体制と方針決定:「いじめ防止対策委員会」の開催(事案によっては関係機関との連携)
- ③関係児童への支援・指導(被害児童を守る、加害児童には毅然と同時に心に寄り添って)
- ④集団への働きかけ(全体、学年、児童会の動き作り)
- ⑤保護者との連携及び対応

☆その他

- ①重大事態が発生した場合は「いじめ対策委員会」を設置し、酒田市教育委員会に報告し、国のガイドラインや酒田市いじめ防止基本方針に従い速やかに対処する。
- ②校内研修、学校評価・教職員評価を活用し、いじめ防止の体制づくりを進める。
- ③児童・保護者アンケートや会議の議事録等いじめ防止に係る記録は、定められた期間、適切に保存する。